

第4章 事故対策

1 交通安全対策

(1) 小学生に対する交通安全対策

児童（6歳から13歳未満）は、保護者と手をつないで歩いた幼児期に比べ自転車利用などを通じて行動範囲が広がり、交通社会の一員として様々な行動をとるようにする。

そこで、歩行者や自転車利用者として基本的なルールやマナーを覚えさせるとともに、道路における危険予測、危険回避能力を高める交通安全教育が重要である。

① 指導者の心得

- ・児童は、理解度や経験の違いがあるので、個人差や発達段階に応じた指導が必要である。交通事故の実例を挙げてその発生原因を話し合わせるなどをして交通ルール等が定められている理由や交通マナーを遵守する必要性を**自ら考えさせる**ようにする。

② 児童の事故の特徴

- ・道路への飛び出し
- ・車両の直前直後横断

③ 児童の一般的特徴

- ・自己の欲求のままに直接的行動に出やすい。
- ・交通状況に存在する危険の認知能力や判断力が未熟である。

④ 事故防止対策

歩行者の事故防止

- ・歩道のあるところでは、歩道を歩く。
- ・歩道のないところでは、路側帯を歩く。
- ・歩道も路側帯もないところでは、道路の右の端を歩く。
- ・絶対に斜め横断をしない。
- ・少し遠くても信号のある横断歩道を渡る。

⑤ 自転車の点検

「**ブ・タ・ハ・ト・シャ・ベル**」で自転車点検の指導を行う。

ブ レーキ	ブレーキはきくか
タ イヤ	タイヤに空気は入っているか、すり減っていないか
ハ ンドル	ハンドルは前輪に直角に固定されているか
ト ウカ	ライトはつくか
シャ （サ）ドル	サドルは固定されているか
ベル	ベルは鳴るか

もしも交通事故に遭ってしまったら・・・

- ・必ず警察に知らせましょう
- ・外傷がなくても頭部等に強い衝撃を受けた場合は、医師の診断を受けさせましょう。

(2) 中・高校生に対する交通安全対策

【中学生】

心身ともに発達の変化が大きく、本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。日常生活においては、自転車を交通手段として利用する機会が多く、自転車乗車中の事故も多いところから、自転車の正しい乗り方や自己の安全と他の人の交通安全にも配慮するよう指導していくことが重要である。

【高校生】

普通二輪車等の免許を取得できるなど、交通ルールやマナーの遵守に加え、様々な意味で社会的責任をもって行動することが要求される。

交通社会の一員として、交通安全に対する意識を高め、行動するための基本的な心得を習得させるよう指導していくことが重要である。

① 指導の心得

交通社会の一員としての自覚を持たせ、自転車の通行方法などを中心に遵守すべき交通ルールを再認識させるとともに、自己の安全だけでなく他の人の安全に配慮することが道路交通の安全を確保するために必要であるということを理解させる。

② 事故の特徴

【中学校】

- ・自転車乗車中の事故が大半を占める。
- ・一時不停止など安全不確認による事故が多い。

【高校生】

- ・原付・自動二輪の事故が多い。
- ・自転車乗車中の事故が多い。

③ 事故防止対策

・歩行者の事故防止

思いやりの気持ちを持って、自己の安全ばかりでなく他の人の安全にも配慮する。
交通社会の一員として責任を持って行動する。

・自転車乗車中の事故防止

交通法規の遵守(ルール・罰金等)
自転車の特徴について理解する。
道路を横断する際は、自転車横断帯があれば利用する。

・夜間の事故防止

自転車の無灯火の危険性を知る。
明るい服装に心がけ反射材を活用する。
天候不良時は、より一層交通状況に気を配る。

被害者にならないための注意のみならず、ルールを守ることの大切さ、思いやりの気持ちを持つなど、やがて近い将来にドライバーになることを視野に入れて指導しましょう。

(3) 交通安全意識の高揚を図る対策

① 活動例

安全指導（教室・校門・自転車置き場など）

② 指導ポイント

下校時、休日の前など生徒が自転車に乗る状況を選んで繰り返し声かけられるよう、指導時期・場所を選定する。

③ 指導の流れ

自転車の交通安全に関する声かけ（教師）

学校生活の様々な場面で、生徒に自転車の交通事故原因・事故の起こりやすい場所や交通ルールなどに関する内容を声かけし、生徒の交通安全意識を高める。

④ 【声かけ内容の例】

- ・車道の左端を通る
- ・歩道は歩行者優先
- ・子ども、お年寄り、体の不自由な人のそばを通るときは降りるか、徐行
- ・止まれの標識では絶対に一時停止
- ・並んで走らない
- ・暗くなったらライトをつける
- ・信号は必ず守る
- ・交差点では安全確認をする
- ・乗ったまま電話やメールはしない
- ・傘さし、携帯電話使用などで片手運転はしない
- ・二人乗りはダメ
- ・後ろからの車などに注意して方向を変える
- ・〇〇町の交差点で事故があったから気をつけなさい

(4) 自転車安全対策

① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方

歩行時の安全な行動について理解させる。

歩行中の事故には、様々な場面が予測されることから、それらの危険を常に予測し、安全かつ周囲に配慮するような歩行を心がけるように徹底する。

② 自転車の点検・整備と正しい乗り方

自転車の日常点検・整備ができるようになる。

自転車は「車両」に分類されることから、整備不良の自転車に乗ることは法律違反となることを理解させ、自転車の日常点検・整備ができるとともに、定期点検の重要性を認識させる。

③ 二輪車、自動車の特性の理解と自転車乗車時の安全な行動の仕方

二輪車、自動車の特性を理解し、事故防止に役立てる。

自動車の内輪差、死角を知ることにより二輪車、自動車の特性を理解し、歩行時、自転車運転時の交通事故防止に役立たせる。

④ 交通法規の正しい理解と遵守

自転車に関する交通法規を正しく身に付けさせる。

自転車には、車両として守らなければならない多くの決まりがあることを理解させる。

⑤ 自転車運転者の義務と責任についての理解

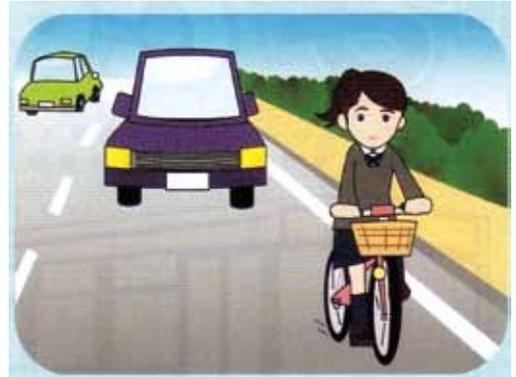
自転車に乗る際に必要となる運転者の義務と責任を理解させる。

自転車による様々な交通事故の状況等を通して、事故を起こした時の法律的な責任と運転者としての義務があることを理解させる。また、交通事故によって当事者の家族等が受ける影響の重大さを理解させる。

(5) 事故防止対策（安全に利用するための6つの約束）

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

・道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則である。



② 車道は左側を通行

・自転車は軽車両と位置づけられています。車と同じように車道の左側を通行する。



③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



・この標識のある歩道は、自転車が通行できます。ただし、歩行者のじゃまになるときは、一時停止をする。



④ 子どもはヘルメットを着用

・児童や幼児を保護する責任のある者は、児童や幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



⑤ 安全ルールを守る



- 飲酒運転の禁止
自転車も飲酒運転は禁止
- 【罰則】
5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(酒酔い運転の場合)



- 並進の禁止
「並進可」標識
のある場所以外
では、並進禁止
- 【罰則】
2万円以下の罰
金又は科料



- 交差点での一時
停止・安全確認
- 【罰則】
3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



- 二人乗りの禁止
6歳未満の子供を
1人乗せるなどの
場合を除き禁止
- 【罰則】5万円以
下罰金は科料

- 信号を守る
【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- 夜間はライトを点灯
夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける
【罰則】5万円以下の罰金

⑥ 「ながら運転」の禁止

・携帯電話等の画面やヘッドホンの音に意識を集中してしまったり、傘を片手に運転するととっさの危険を回避できません。

- ・傘さし運転などの禁止
- ・携帯電話の使用禁止
- ・イヤホン等の使用禁止



(6) 通学路の安全対策

① 通学路の安全点検の意義

児童生徒等が、充実した学校生活を送るために、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、通学時の安全を確保することは非常に重要である。

学校は、定期的に通学路の安全点検を行い、危険箇所をチェックすると同時に、その結果をまとめ、安全マップを作成する等して、児童生徒等や保護者へ情報提供し、通学路の安全確保に努めなければならない。

② 通学路の安全点検の視点

通学路の安全点検については、文部科学省が通学路として指定している項目を中心に、次の視点で行うことが大事である。

ア できるだけ車歩道の区別があるかどうか。

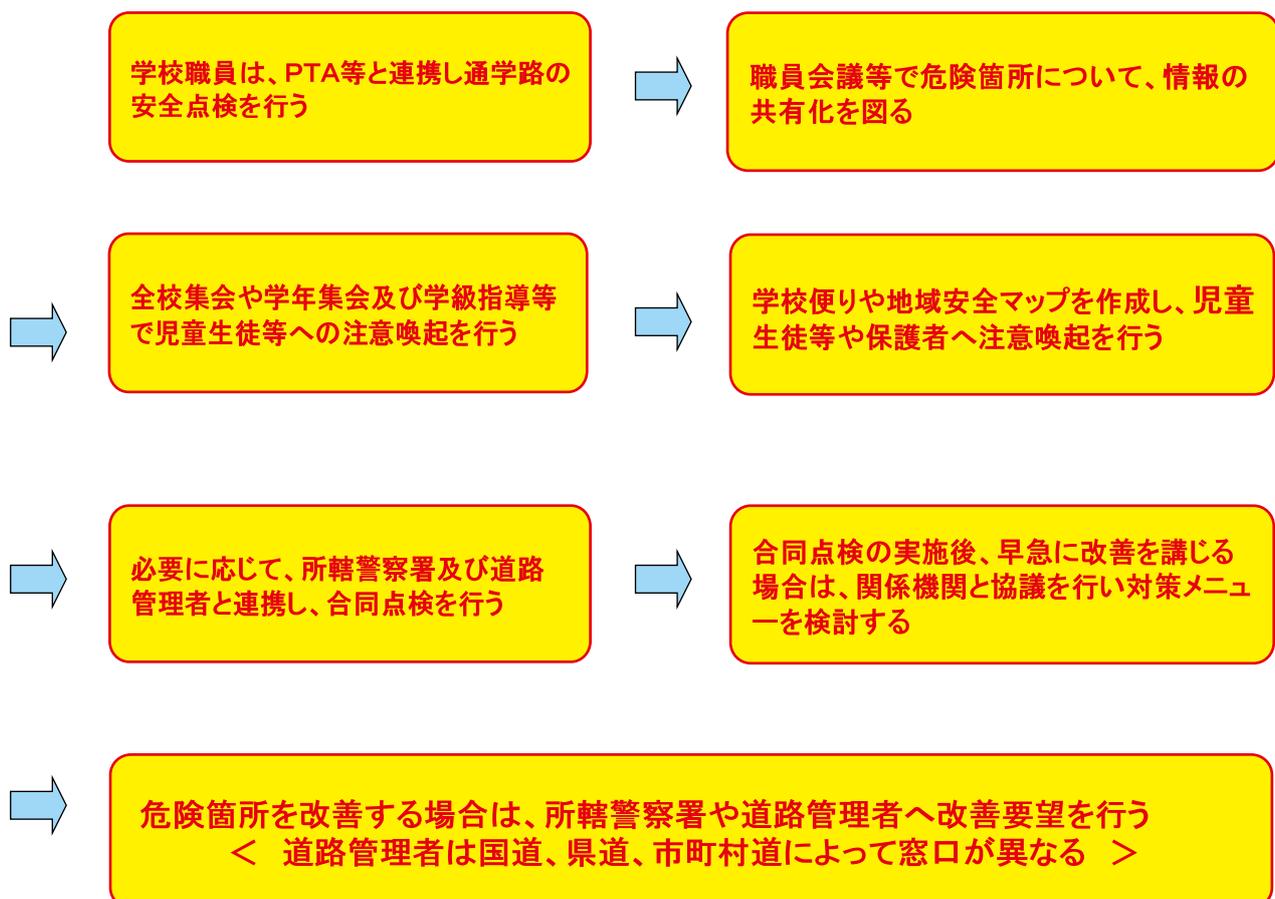
イ 区別がない場合は、交通量が少ない児童生徒等の通行を確保できる幅があるかどうか。

ウ 見通しの悪い危険箇所がないかどうか。

エ 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されているかどうか。

オ 児童生徒等の横断箇所に警察官等の誘導や交通安全ボランティアが配置されているかどうか等に注意して通学路の安全点検を行う。

③ 通学路の安全点検の流れ



④ 通学路の安全点検実践例

期 日：○月○日（○）

時 間：○時○分～○時○分

ねらい

校区内の交通事故や不審者関連の事件、○○川での水難死亡事故を受け、校区内の通学路を中心に危険箇所の総点検を行い、児童生徒等の安全確保・安全指導の徹底を図る。

実施方法

ア 校区内を○つのブロックにわけ、全職員で実際に歩きながら危険箇所等の総点検を行う。

イ チェックする危険箇所等

- 交通事故に係る危険箇所
- 不審者や犯罪被害に係る危険箇所
- 水難事故に係る危険箇所
- 怪我や事故等に繋がる恐れのある危険箇所

ウ いくつかのグループに別れ、フィールドワークを行い、危険箇所を抽出する。

エ 点検終了後は、各グループ1枚程度の点検報告書を記入する。

オ 職員会議等で点検報告書をグループごとに発表し、全職員で共通理解を図る。

カ 地域安全マップの修正を行い、児童生徒等に校区内の危険箇所や安全指導の徹底を図る。

各グループの担当職員	
A 地区	★ ○○、○○、○○
B 地区	★ ○○、○○、○○
C 地区	★ ○○、○○、○○
D 地区	★ ○○、○○、○○

★の方は、危険箇所を記録用紙に記入し、終了後、提出する。

⑤ 危険箇所等の安全点検シート例

(記録責任者：)

実施した地域	
職員名	
<p>*チェックする危険箇所</p> <p>①交通事故に係る危険箇所</p> <p>②不審者や犯罪被害に係る危険箇所</p> <p>③水難事故に係る危険箇所</p> <p>④怪我や事故等に繋がる恐れのある危険箇所</p> <p>⑤その他</p>	

【資料1】 道路区分に応じた関係窓口

〔国道の道路管理者の窓口〕

北部国道事務所担当課

南部国道事務所担当課

国道は、最寄の国道事務所との調整が必要となる

国道58号は、読谷村内で国道事務所が異なる

国道329号は、うるま市内で国道事務所が異なる

〔県道の道路管理者の窓口〕

北 部土木事務所担当課

中 部土木事務所担当課

南 部土木事務所担当課

宮 古土木事務所担当課

八重山土木事務所担当課

〔市町村道の道路管理者の窓口〕

市町村の役所内道路管理担当課

【資料2】 各市町村の関係機関一覧（警察所及び土木事務所）

	関係機関	市町村教育委員会		関係機関	市町村教育委員会
1	本 部 署 管 内 北部土木事務所	本部町 今帰仁村 伊江村 伊平屋村 伊是名村	8	浦 添 署 管 内 中部土木事務所	浦添市 西原町
2	名 護 署 管 内 北部土木事務所	国頭村 大宜味村 東村 名護市	9	那 覇 署 管 内 南部土木事務所	那覇市 久米島町 座間味村 粟国村 渡嘉敷村 渡名喜村 南大東村 北大東村
3	石 川 署 管 内 北部土木事務所	金武町 宜野座村 恩納村 うるま市の一部	10	豊 見 城 署 管 内 南部土木事務所	豊見城市 那覇市 (小緑地区)
4	う る ま 署 管 内 中部土木事務所	うるま市	11	与 那 原 署 管 内 南部土木事務所	与那原町 南風原町 南城市
5	沖 縄 署 管 内 中部土木事務所	沖縄市 北谷町 北中城村 (島袋小)	12	糸 満 署 管 内 南部土木事務所	糸満市 八重瀬町
6	嘉 手 納 署 管 内 中部土木事務所	嘉手納町 読谷村	13	宮 古 島 署 管 内 宮古土木事務所	宮古島市 多良間村
7	宜 野 湾 署 管 内 中部土木事務所	宜野湾市 北中城村 中城村	14	八 重 山 署 管 内 八重山土木事務所	石垣市 竹富町 与那国町

*警察署や道路管理者と合同点検を必要とする場合は、日程調整を図った上で合同点検を行う

【資料3】 通学路の設定と安全対策

対 象	項 目
通学路の設定	<p>＜通学路の条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □できるだけ歩車道の区別がある。 □区別がない場合は、交通量が少なく、幅員が児童生徒等の通行を確保できる。 □見通しが良く、危険箇所がない。 □横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている。 □犯罪の可能性が低い。
通学路の安全対策	<p>＜交通事故防止に関わる安全確保のための方策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> □通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。 □場所や状況により交通規制を要請する。 □特に危険な場所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。 □障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。 □保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。

【資料4】 スクールゾーンの設定

スクールゾーンは、歩行者と車両（自転車を除く）の通行を分けて、通園通学時の児童生徒等の安全を図ることを目的に設定されている。

通常は、登下校の時間帯に設定されており、範囲は幼稚園や小学校などを中心とした半径500メートルである。歩行者の通行実態や道路の構造、地域住民の意見を総合的に判断して、車両の通行禁止、一方通行、一時停止、速度規制等を実施している。



(登校時の交通安全指導)



(注意喚起の看板)

【資料5】 安全マップの例



(第6回沖縄県子ども地域安全マップコンテスト応募作品)



(児童及び保護者配布用地域安全マップ)

2 水難事故対策

児童生徒等にとって、海や川、プール等での水遊びや水辺活動は大変意義深く、水泳やマリンスポーツ活動に親しむ機会が増えてきている。

しかし、毎年水難事故が後を絶たず、尊い命が失われるケースも少なくありません。子どもたちが、自然に親しみ、水泳活動を楽しむためにも、水辺の危険性を理解させ、ルール守って活動するよう、水難事故防止に向けた指導の充実が求められている。

(1) 児童生徒等への指導事項

- ・絶対に一人では泳がない。保護者や指導できる大人と一緒に活動する。
- ・危険な場所には近づかない。立ち入り禁止・遊泳禁止の湖沼はもちろんのこと、雨後の増水した河川には絶対に近寄らない。特に、河川では、雨が上がっても、2～3日は流れが速くなっているので十分に注意する必要がある。
- ・睡眠不足や疲れているときは、水に入らない。
- ・食後はすぐに泳がない。
- ・準備運動は必ず行う。
- ・自分の体力や水泳の技術を過信しない。
- ・海水浴場やプールの利用ルールをしっかりと守る。遊泳場所に書かれている注意書きをしっかりと読む。
- ・川や海で遊ぶときにはライフジャケットを着用する。
- ・気象状況に注意する。河川上流域では、急な増水による水難事故の可能性もある。キャンプや水遊びの際には、気象状況や上流ダムの情報等に注意する。
- ・海岸における離岸流(波打ち際から沖合に向かってできる潮の流れで、局所的にできる強い引き潮)の存在を知り、離岸流の有無等、事前に情報を得て、適切に遊泳する。【資料1参照】
- ・海の危険生物には、十分注意し、応急手当の仕方を理解する。【資料2参照】
- ・海水浴は、必ず監視員のいるビーチで遊泳する。



河原や水辺で遊ぶときの服装

- ・帽子をかぶろう
- ・軍手をしよう
- ・動きやすい服装にしよう
- ・濡れてもいい歩きやすい靴をはこう



水に入るときの服装

- ・ライフジャケットを着けよう
- ・濡れても良い、乾きやすい(ナイロン製など)服装にしよう
- ・ウォーターシューズ、リバーシューズなど濡れても良く脱げない靴をはこう。(ビーチサンダルは脱げて危険!)

水辺の危険性

- ・水面は穏やかでも、水中では流れが速く、複雑である。
- ・河床は複雑で滑りやすく、また、急に深くなっていることがある。
- ・深さ 30 センチ以上 (児童生徒等の膝の高さ程度) になると、転倒しやすい。

(2) 監視者や保護者への確認事項

- ・子どもだけでは、泳がさない。
- ・水泳や水遊び中は、絶対に子どもから目を離さない。
- ・浮き具を使っているからと安心しない。
- ・ふざけは、エスカレートし取り返しのつかない事態を招くこともあるので、厳しく監視・指導する。
- ・休憩時間は概ね1時間毎に取らせる。水から出ると、疲労度を確認することができる。(浮力は、疲れを感じさせない)
- ・水を鼻から吸い上げてひどく咳き込んだり、苦しがついた時は、しばらく休ませる。又、様態が変化することがあるので必ず病院で受診する。
- ・耳は平衡感覚をつかさどる器官があり、耳に水が入ると平衡感覚を鈍くしてしまい、溺れる可能性があるので注意する。
- ・海で多い水の事故は、水遊び中に波にさらわれたり、深みにはまって溺れる事故である。
- ・海岸付近では、沖へ流れるとても速い潮の流れがあったり、急に深くなる場所があるので、同じ場所であっても天候や潮の満ち引きによって変化することを念頭において指導にあたる。
- ・水辺では、大人が目を開いたすきに事故に遭うことが多い。離れた所で見守っていても、不意に溺れた時は姿を見失いがちである。水辺では、大人がずっと一緒に行動することが必要である。
- ・釣りやボート遊び等で水辺へ行く場合は、必ずライフジャケット等を着用させ、救助用の浮き具等も準備する。

--- こんな時にはすぐ避難！ (川の水が急に増えるサインです) ---

- ・水が流れてくる方の空に黒い雲が見えたとき
- ・落ち葉や流木、ゴミが流れてきたとき
- ・雨が降り始めたとき
- ・雷が聞こえたとき

(3) 万が一溺れている人を見かけた場合

- ・すぐに消防署(119番)又は海上保安庁第十一管区海上保安本部(118番)へ通報するとともに、周囲の人と協力して救助する。
- ・泳がないで救助するのが最もよい方法です。単独で助けに行くのは自分まで溺れてしまう危険がありますので、背が立つところ以外の場所においては不用意に飛びこんではいけません。大声で協力者を求め、周囲の人と協力し、ロープや竿、浮き輪などを使って溺れている人に陸地に引き寄せするなど十分安全を確保した上で助けるようにする。

【資料1】 離岸流（リーフカレント）の危険性

離岸流ってなに？

海ではとても強い流れにより、岸から沖へ流れる海水の流れがあります。

その流れに乗ってしまったらどうしたらいいの？



助けて～
流される～



岸と平行に
泳げばいいんだ！

①落ち着くこと！

離岸流は、
オリンピック選手でもその流れに逆らって泳ぐことが難しいほど強い流れなんだ！

②岸と平行に泳ぐ！

離岸流の幅は10～30メートルだから、横に移動すれば抜け出せるよ。

③岸に向かって泳ぐ！

そして離岸流から抜け出せたら、流れに逆らわず岸に向かって泳げば大丈夫！



海上保安庁第十一管区海上保安本部

〒900-8547 那覇市港町2丁目11番地1号

tel098-867-0118 e-mail : <http://www.kaiho.mlit.go.jp/11kanku/reefcurrent/reef.html>

【資料2】 海の危険生物

イモガイ

殻の長さが10cmくらいになる大きな巻き貝で、赤茶色の網目模様があります。神経毒なので刺されても痛みはほとんどありませんが、すぐに体がしびれ、おぼれる危険性があります。これまで多くの死亡例が報告されています。



アンボイガイ

← 体の中に毒袋(歯舌嚢)をもっています。

カツオノエボシ

外洋性のクラゲで、風の強い日に岸に打ちよせられることがあります。青い浮きぶくろ(気胞体)で水面に浮き、その下面には数本の長い触手がたれ下がっています。

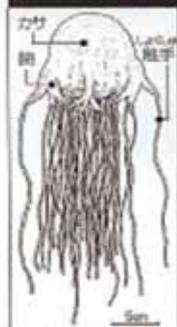
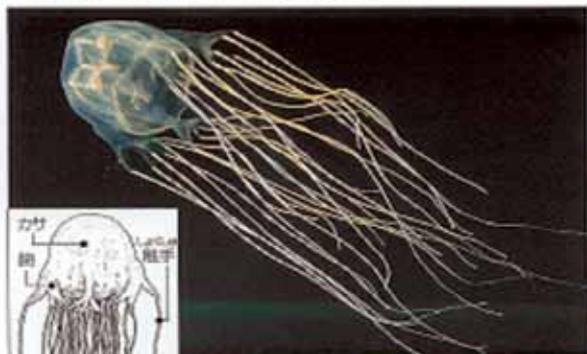




海水で刺胞球や触手を洗い流し、氷や冷水で冷やす。※酢は絶対に使わないで下さい。

ハブクラゲ

5 ~10月頃に発生するクラゲです。県内ほぼ全域に分布していますが、慶良間諸島など、これまでハブクラゲが確認されていない地域もあります。水深50cmほどの浅い場所にもきます。刺されるととても痛く、ショックを起こすこともあります。これまでに3人の死亡者がいます。ハブクラゲが大きくなる7月~9月に被害が多くなります。



触手はエサをつかまえるために使います。かさからは4本の腕が出て、そこからひも状の触手が伸びています。成長すると、かさの高さが10cm以上、のびちぢみする触手は150cm以上になることもあります。



カサが半透明なので見つけにくいクラゲです。

触手には刺胞(毒針と毒液が入ったカプセル)がたくさんあり、何かに触れると毒針が飛び出し、毒を注入します。



刺激すると...



たくさんの毒針が飛び出しています。



刺傷例

- ① 刺されたらすぐに海からあがる
刺された部分は絶対にこすらない
- ② 酢(食酢)をたっぷりかける
- ③ 触手を手でそっと取り除く
- ④ 痛いときは氷や冷 водой冷やす



呼吸や心臓が止まった場合は、すぐに人工呼吸、心臓マッサージを行う

ハブクラゲに刺されないためには・・・

- クラゲネットの中で泳ぐ(裏表紙)。
- クラゲネットがない場所では、ウェットスーツや長そでTシャツ、スパッツなどを着用し、肌の露出を少なくする(刺されても毒針が皮フまでとどきません)。
- ※ 完全に被害を防げるわけではなく、被害を最小限にできるということです

刺された時のために・・・

- 応急処置法をおぼえておく
- 近くの病院を確認しておく

なぜ酢がいいの？

- 触手にはたくさんの刺胞があるので、ちょっとさわっただけでは全部の刺胞は発射されません。ですから、ハブクラゲに刺されたところに触手がくっついている時は、絶対にこすったりしてはいけません。こするとそれが刺激となって、残っている未発射の刺胞が発射して傷が広がってしまいます。酢には刺胞の発射を止めるはたらきがあります。そのために応急処置に使うのです(アルコール類では刺胞の発射を止めることはできません)。残念なことに、酢が役立つのはハブクラゲだけで、カツオノエボシやウンパチイソギンチャクなどは、逆に刺胞を発射させてしまうこともあります。

3 学校事故対策

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動、部活動、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活の安全管理を効果的なものにするには、まず、安全管理の観点と方法を適切に定める必要がある。観点と方法の設定には、全国、地域、あるいは各学校における過去の事故統計や事故事例を分析し事故の発生状況を把握するとともに、自校の児童生徒等の多様な行動などの実態を踏まえなければならない。さらに、観点や方法について職員の共通理解を図る必要がある。

(1) 学校生活の安全管理の方法

① 事故の発生状況や原因・関連要因等の把握

自校における事故の発生状況及びその原因・関連要因等を確実に把握するためには、「運動や遊びなどの活動内容、活動場所等の実態調査」、「学級日誌、委員会活動及びクラブ・部活動等の記録」、「健康観察や保健室来室状況等の記録」、「職員による行動観察などの情報の活用」等がある。

国内等の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの事故統計や事故事例などを活用する。以上のような情報は、校内は当然のこと、地域の学校間においても積極的に交換されることが必要である。

② 行動や場所の規制

行動や場所の規制は、休憩時間やクラブ・部活動等、児童生徒等の自由度が高い時間帯においても有効であるように、具体的で明確でなければならない。例えば、出入りを禁止する場合は、その場所を明示するとともに、容易には立ち入ることができないような措置を講じる必要がある。そのためには、まず、規制について職員が共通理解し、協力体制を確立し指導する必要がある。

③ 情緒の安定及び良好な健康状態の把握

情緒の不安が認められたときには、気分転換やリラクゼーションにより情緒の安定を促す。また、情緒の安定に関する学習を充実させることは当然のこと、日常的にも、児童生徒等の理解に努めたり、生活習慣の形成に力を入れる。相談活動やカウンセリング体制の整備、美化活動などの環境整備も情緒の安定を促すと期待される。特に障害のある児童生徒等においては、情緒の安定のためには、保護者との連絡・連携が特に重要である。

④ 安全管理と安全指導との関連

学校生活における安全管理は、指示的・規制的姿勢は必要であるが、あまりに偏ると、思春期以降には逆効果になる場合も少なくない。規制やきまりについては、規範意識の形成のために遵守させるべき対象ととらえるばかりでなく、児童生徒等が安全を重視した意志決定や行動選択を行うための環境整備の一つであるとみなすことができる。したがって、児童生徒等には、安全な行動選択の必要性、安全な行動の実践方法などを理解させながら、必要に応じて危険を予測する能力や安全を尊重する規範意識等の形成と関連させ、指導の徹底を図ることが大切である。また、学校生活における安全管理の効果を高めるためには、職員と児童生徒等との人間関係及び児童生徒等相互の人間関係において信頼が不可欠である。なお、児童生徒等の中には、危険な行動をとったり、怪我をしやすい者も認められる。こうした児童生徒等に対しては、多面的な理解、個別的な指導など、発達段階も考慮した働きかけを行うことが大切である。

(2) 学校生活の安全管理の対象

① 休憩時間

休憩時間等の安全管理は、始業時の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後などがその対象となる。このような時間には、児童生徒等は開放感から、とかく無意識のうちに危険な行動に入る場合があり、事故の発生も多く、児童生徒等間の暴力やいざこざ等が起こることも考えられる。したがって、始業前の特定時間、業間の休憩時間、昼の休憩時間、放課後等のそれぞれ時間の特性に応じて、次の観点から安全点検を行い、必要な措置を講ずるようにする。

ア 校舎内で活動している場合

(ア) 屋上や階段、廊下や教室の施設そのものに不備や危険はないか。

(イ) 校舎内での施設の利用や児童生徒等の行動に危険はないか。

(ウ) ひさしや天窓に乗ったり、窓から不用意に体を乗り出したりするなど危険な行動をしていないか。

イ 運動場、体育館等で活動している場合

(ア) 運動や遊びをしている者と他の者との間に危険はないか。

(イ) 運動や遊びの種類と場所に危険はないか。

(ウ) 休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動に危険はないか。

(エ) 人目につきにくいところで運動や遊びをしている者に危険はないか。

(オ) 新しく児童生徒等の間に流行している遊びで安全上の問題はないか。

ウ 運動場、体育館等で遊具や固定施設、移動施設を利用している場合

(ア) 遊具、固定施設そのものについて不備や危険はないか。

(イ) 利用の仕方に無理はないか。

(ウ) 利用している者の行動に危険はないか。

(エ) 固定施設の近くにいる者に危険はないか。

② 各教科等の学習時間

各教科等の学習時、特に、理科、図工、美術、技術・家庭科、体育科、保健体育及び高等学校の専門教育での実験、実習、実技等における事故は少なくない。また、総合的な学習の時間では、校外で活動するなど不慣れな場所に出かけることも想定されるので、安全への一層の配慮が必要となる。各教科等での安全管理では、学習中は当然のこと、学習前から心身状態等の把握に努める。また、怪我の可能性が高い児童生徒等に対しては、個別的に配慮する。校外での活動に際しては、事前の調査等が不可欠である。

これらの教科に共通して留意すべき事項としては、次の点が挙げられる。

ア 始業前や各教科等の指導前に、児童生徒等の心身の状態の把握、服装、学習中に予想される危険に対する配慮がなされているか。

イ 施設、用具、教材・教具等が整備され、その扱い方が児童生徒等によく理解され、利用の仕方に危険はないか。

ウ 情緒不安傾向の児童生徒等、特に、注意を要する者に対する適切な個別的配慮がなされているか。

これらの基本的な共通点に留意して、それぞれの教科の特性、児童生徒等の実態に応じた具体的な観点を作成して、安全管理の万全を図る必要がある。

③ クラブ活動・部活動、学校行事等の活動時

クラブ活動・部活動等の活動は、児童生徒等が自主的に行う、学年や学校全体など集団で行う、校外で行うなどの特徴を有する。また、これらの活動は、場所、活動状況等が極めて多岐にわたる。よって、多様な状況に応じた安全管理が必要となるため、慎重な安全管理の配慮が必要である。このために共通した観点を次に挙げる。

- ア 参加する人員は完全に確認されているか。
- イ 異なった学年の児童生徒等による共通の活動であるための無理や危険がないか。
- ウ 場所、時刻、時間帯に無理や危険はないか。また、用具や使用施設・設備の安全の状態が確認されているか。
- エ 参加する者の健康状態が十分把握され、活動状況に危険はないか。
- オ 活動をしている者同士の間には危険はないか。

このような基本的な共通点を押さえながら、各活動内容に沿って、具体的な観点を設定し、児童生徒等の自己管理と併せて、効果的な安全管理を進めていくことが重要である。

④ 学校給食の時間

学校給食では、調理室からの食かん等の受け渡し時、運搬時、配膳時等の様々な段階がある。学校給食の食事の運搬や配膳などに際して、時として事故を招くことがある。このため、特に次のような観点到留意した安全管理が必要となる。

- ア 学校給食の調理室の窓口前に危険はないか。また、食かん、食器等の受け渡しやコンテナの移動の際には危険はないか。
- イ 食事を運搬する途中の運搬・人数等の方法、運搬する通路などに危険はないか。
- ウ 食事を配膳する時の取扱いに危険はないか。

⑤ 清掃活動等作業時

日常の清掃、大掃除、学校環境緑化活動、その他の作業活動時においても、用具の扱い方、危険な行動などが原因で事故が発生することがある。このため、次のような観点到留意して、安全管理に当たることが大切である。

- ア 道具や用具が正しく安全に利用され、また作業時等の服装が適切であるか。
- イ 肥料や薬剤の取扱いが安全になされているか。
- ウ 作業している場所及びその周辺に危険はないか。
- エ 作業している者と他の者との間に危険はないか。

(3) 学校及び学校外での事故報告（緊急第一報）

① 事故発生時における緊急連絡体制

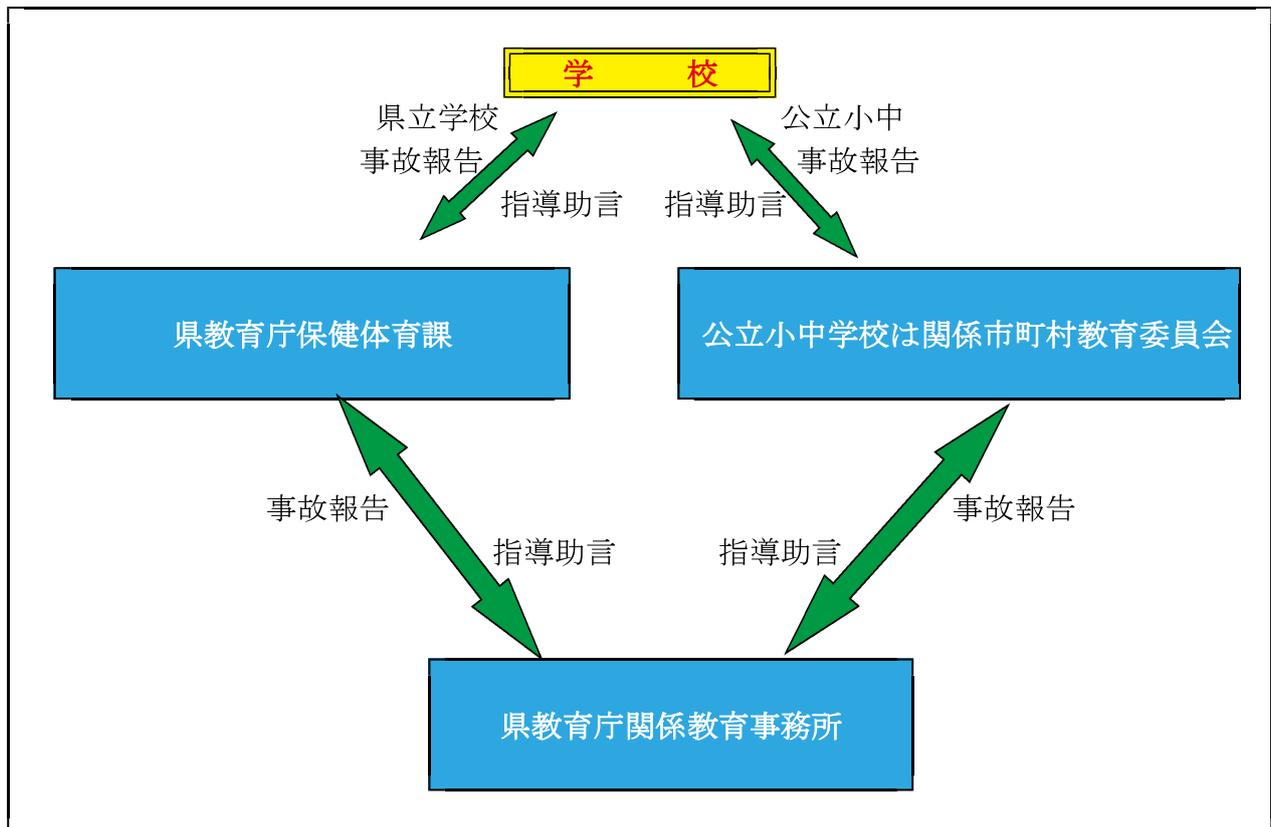
学校内外において、事故が発生した場合には、児童生徒等の安全確保や通報等、必要な措置を行うとともに、速やかに適切な応急手当を行わなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校全体の救急及び緊急連絡体制の確立が必要である。また、事故への初期対応と関係機関等との連携、保護者への説明責任と誠意ある対応が重要である。

学校内で事故が発生した場合は、原則として、その場に居合わせた職員が速やかに応急手当を施し必要に応じて救急車等を要請する。また、直ちに養護教諭や他の職員への応援を求め、児童生徒等の安全確保に努める。また、早急に保護者、教育委員会等へ事故の報告を行う。

② 緊急連絡報告様式での報告

学校内外で事故が発生した場合、県立学校は、速やかに県教育庁保健体育課へ電話にて事故報告を行い、その後、緊急連絡第一報を作成し提出する。公立小中学校においては、関係市町村教育委員会へ電話にて事故報告を行い、その後、緊急連絡第一報を作成し関係市町村へ提出する。関係市町村教育委員会は関係教育事務所へ、関係教育事務所は県教育庁保健体育課へ報告することになっている。

緊急連絡報告様式（P31の様式）に従い、時系列で記入し、事前指導や事後指導等について明確に記入し作成すること。（下図参照）



③ 児童生徒等や保護者等への誠意ある対応

学校の教育活動や学校生活面において、職員は児童生徒等の安全を確保し、危険性の予知や安全への配慮等、常に最善を尽くすことが求められている。安全管理や安全教育を計画的に実践しているにもかかわらず、事故は発生してしまう。しかし、その際、学級担任や関係職員は、児童生徒等の安全を最優先し、救護に努めることが重要である。事故に至るまでの要因等を的確に把握した上で、必要に応じて児童生徒等や保護者に対して誠意ある対応を行うことも重要である。

4 熱中症予防対策

ヒートアイランド現象や地球温暖化による影響のひとつとして、熱ストレスの増大が指摘されている。一般環境における熱ストレスの増大は、日常生活における熱中症発症のリスクを高める。

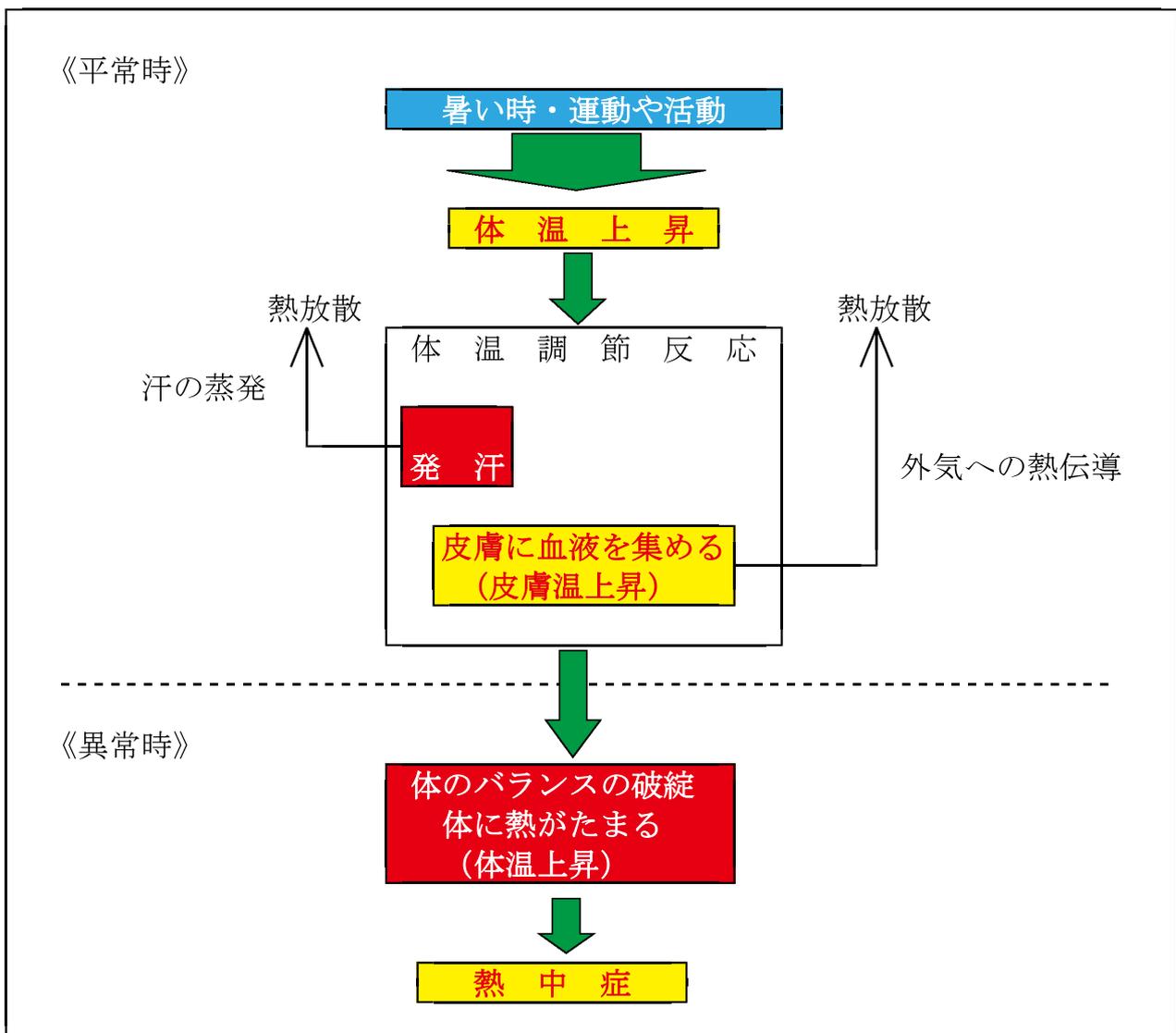
従来、熱中症は、多くは高温環境下での労働や運動活動で発生していたが、最近では日常生活においても発生が増加していると言われている。また、体温調節機能が低下している高齢者や、体温調節機能がまだ十分に発達していない小児・幼児は、成人よりも熱中症のリスクが高く、更に注意が必要である。

熱中症の症状は一様ではなく、症状が重くなると生命へ危険が及ぶこともある。しかし、適切な予防法を知っていれば、熱中症を防ぐことができる。

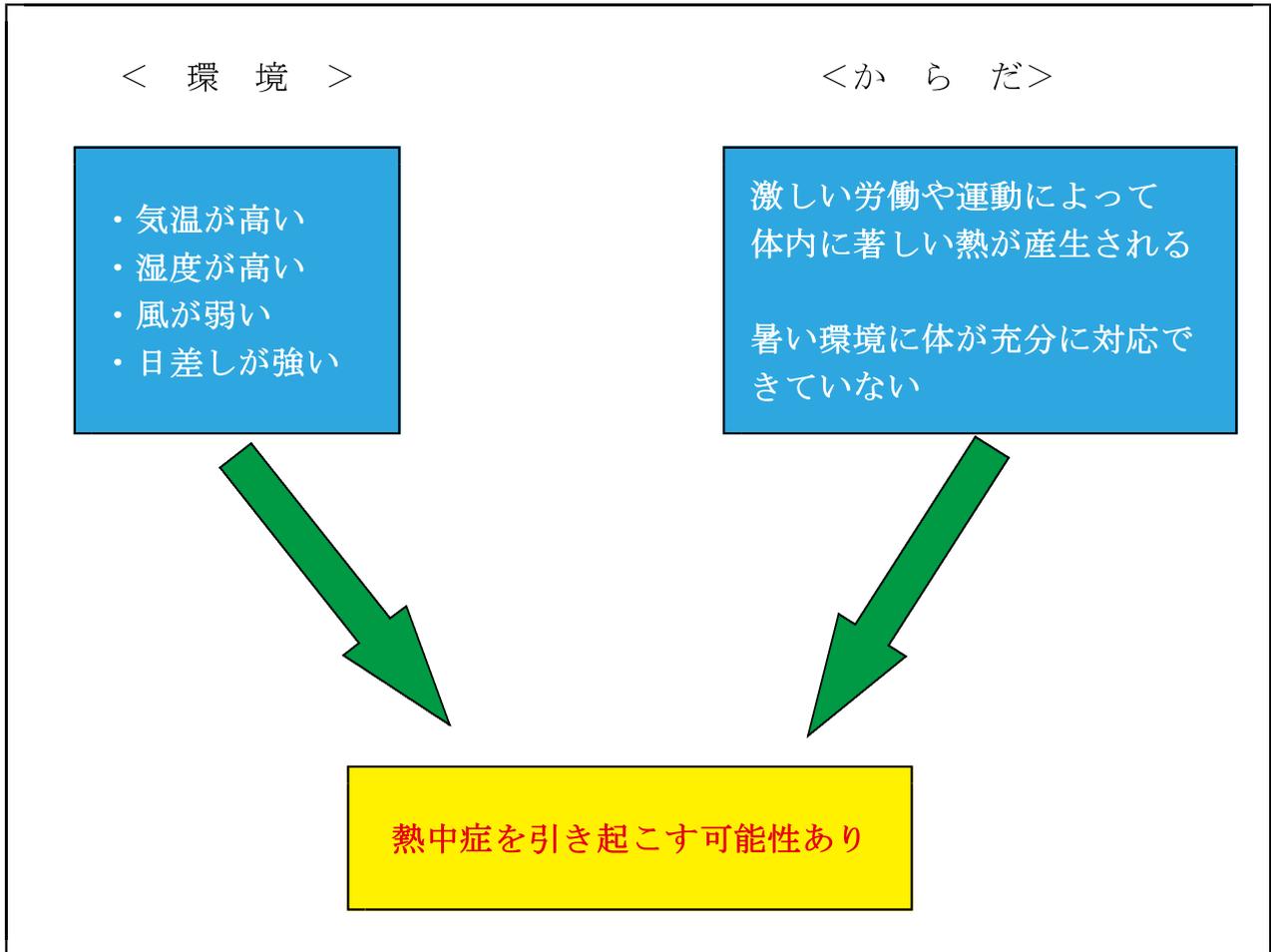
(1) 熱中症とは何か

高温環境下で、体内の水分や塩素（ナトリウム）のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称である。主な症状としては、めまい、頭痛、嘔吐等がある。重度の場合、死に至る可能性のある病態である。予防法を知っていれば防ぐことができ、応急処置を知っていれば救命できる。

(2) 熱中症の起こり方



(3) 熱中症を引き起こす条件



(4) どのような場所、どのような人がなりやすいのか

高温、多湿、風が弱い、輻射源（熱を発する物）があるなどの環境では、体から外気への熱放散が減少し、汗の蒸発も不十分となり、熱中症が発生しやすくなる。

具体例として、工事現場、運動場、体育館、一般の家庭の風呂場、機密性の高いビルやマンションの最上階等。

【どのような人がなりやすいか】	水分減少率 (体重に占める割合) 主な症状
<ul style="list-style-type: none"> ・ 脱水状態にある人 ・ 高齢者、小児・幼児 ・ 肥満の人 ・ 過度の衣服を着ている人 ・ 普段から運動をしていない人 ・ 暑さになれていない人 ・ 病気や体調の悪い人 	2% 喉の渇き
	3% 強い渇き、ぼんやり 食欲不振
	4% 皮膚の紅潮、イライラ、体温上昇、疲労困憊 尿量減少と濃縮
	5% 頭痛、熱にうだる
	8～10% 身体動揺、痙攣

(5) 熱中症と疑われる時には何をすべきか

熱中症と疑われる時には、死に直面した緊急事態であることをまず認識しなければならない。重症の場合は救急隊を呼ぶことはもとより、現場ですぐに体を冷やし始めることが必要である。したがって、以下の事に留意する。

① 涼しい環境への避難

ア 風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内などへ避難させる。

② 脱衣と冷却

ア 衣服を脱がせ、体から熱の放散を助ける。

イ 露出した皮膚に水をかけ、うちわや扇風機等でより体を冷やす。

ウ 氷等で頸部、腋窩部（脇の下）、鼠径部（大腿の付け根、股関節部）に当てて皮膚の直下を流れている血液を冷やすことも有効である。

エ 深部体温で 40℃を超える全身痙攣（全身をひきつける）、血液凝固障害（血液が固まらない）などの症状も現れる。

オ 体温の冷却はできるだけ早く行う必要がある。重傷者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げることができるのかにかかっている。

カ 救急隊を要請したとしても、救急隊の到着前から冷却を開始することが求められている。

③ 水分・塩分の補給

ア 冷たい飲み物は胃の表面で熱を奪います。大量の発汗があった場合には、汗で失われた塩分も適切に補える経口補水液やスポーツドリンクなどが最適である。食塩水（1ℓに1～2gの食塩）も有効である。

イ 応答が明瞭で、意識がはっきりしているなら、水分の経口摂取は可能である。

ウ 「呼び掛けや刺激に対する反応がおかしい」、「応えない」（意識障害がある）時には誤って水分が気道に流れ込む可能性がある。また、「吐き気を訴える」ないし「吐く」という症状は、すでに胃腸の働きが鈍っている証拠である。これらの場合には、経口で水分を入れるのは禁物である。

④ 医療関係へ運ぶ

ア 自力で水分の摂取ができない時は、緊急で医療機関に搬送することが最優先の対処方法である。

イ 実際に、救急搬送される熱中症の半数以上がⅡ度（頭痛、気分不快、吐き気、嘔吐、虚脱感、倦怠感）やⅢ度（意識障害、痙攣、手足の運動障害）で、医療機関での輸液（静脈注射による水分の投与）や厳重な管理（血圧や尿量のモニタリング等）が必要となる。



(6) 熱中症を防ぐためには

熱中症は生命にかかわる病気ですが、予防法を知っていれば防ぐことができる。熱中症を防ぐためには、日常生活における注意が基本となる。

① 日常生活での注意事項

ア 暑さを避ける。

・日陰を選んで歩く、野外での活動時はテントを張り汗を出す、朝のうちに打ち水をする、ブラインドやすだれを設置する、日傘をさす、帽子をかぶる、扇風機や空調（エアコン）を使う等が挙げられる。

イ 服装を工夫する。

・皮膚表面まで気流が届き、汗を吸って表面から蒸発させることができるものが理想である。太陽光の下では、輻射熱を吸収して熱くなる黒色系の素材は避けたほうが良い。また、首周りをネクタイや襟で締めると、前胸部の熱気や汗が出にくくなり不快感を感じるので襟元はなるべく緩めておく必要がある。

ウ こまめに水分を補給する。

・「水分を摂り過ぎると、汗をかき過ぎたり体がバテてしまうので良くない」と言うのは間違った考え方である。体温を下げるためには、汗が皮膚表面で蒸発して身体から気化熱を奪うことができるよう、しっかりと汗をかくことがとても重要である。汗の原料は、血液中の水分や塩分ですから、体温調節のために備えるには、汗で失った水分や塩分を適切に補給する必要がある。また、人間は、軽い脱水状態のときは、喉の渴きを感じないときがあるので喉が渴く前あるいは、暑い所に出る前から水分を補給しておくことが大切である。

エ 急に暑くなる日に注意する。

・熱中症は、例年、梅雨入り前5月頃から発生し、梅雨明けの7月下旬から8月上旬に多発する傾向にある。したがって、上手に発汗できるようになるには暑さへの慣れが必要である。暑い環境での運動や作業を始めてから3日～4日経つと、汗をかくための自律神経の反応が早くなって、体温上昇を防ぐのが上手になってくる。さらに、3～4週間経つと、汗に無駄な塩分を出さないようにするホルモンが出て、熱痙攣や塩分欠乏によるその他の症状が生じるのを防ぐ。このようなことから、急に暑くなった日に屋外で過ごした人や、久しぶりに暑い環境で活動した人は、熱中症になりやすいので暑さには徐々に慣れるように工夫する必要がある。

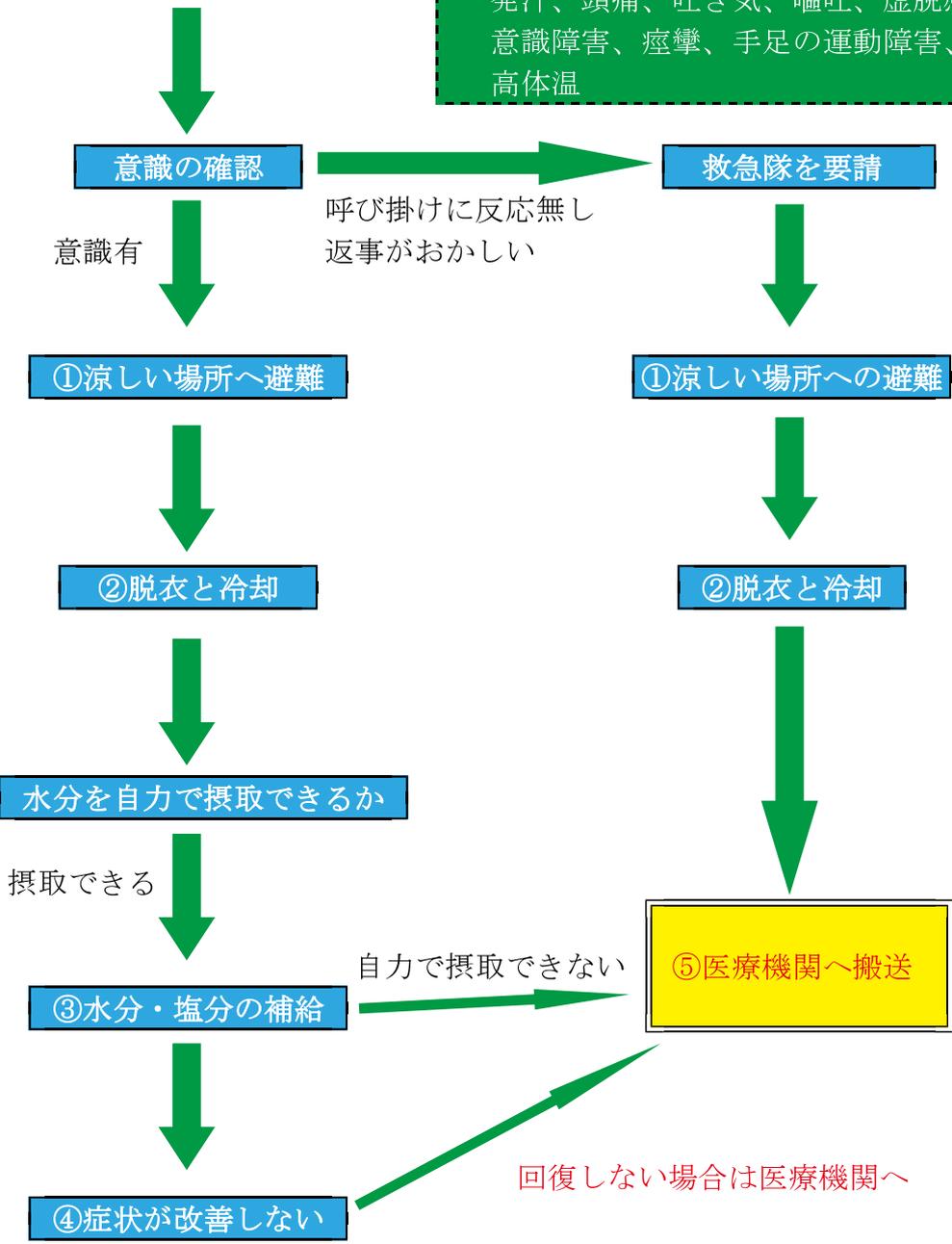
オ 暑さに備えた体づくりをする。

・熱中症は梅雨の合間に突然気温が上がった日や梅雨明けの蒸し暑い日によく起こる。このような時体はまだ暑さに慣れていないので熱中症が起こりやすい。暑い日が続くと、体が次第に暑さに慣れて（暑熱順化）、暑さに強くなる。暑熱順化は、日常運動をすることによっても獲得できる。運動の強さ・時間・頻度や環境条件に影響されるが、暑熱順化は運動開始数日後から起こり、2週間程度で完成すると言われている。そのため、日頃からウォーキング等で汗をかく習慣を身につけて暑熱順化していれば、夏の暑さにも対抗しやすくなり、熱中症にもかかりにくくなる。

熱中症と疑われる症状の有無

熱中症と疑われる症状とは・・・

・めまい、失神、筋肉痛、筋肉の硬直、有大量発汗、頭痛、吐き気、嘔吐、虚脱感、倦怠感、意識障害、痙攣、手足の運動障害、意識無し、高体温



カ 個人の条件を考慮する。

- ・暑さに対して最も重要な働きをする汗は、血液中の水分と塩分から作られる。脱水状態や食事抜きの状態のまま暑い環境に行くことは、絶対に避けなければならない。活動後には、体温を効果的に下げるためには、十分な睡眠、涼しい環境でなるべく安静に過ごすことが大切である。風邪等で発熱している人、下痢等で脱水状態の人、肥満の人、小児や高齢者、心肺機能や肝機能が低下している人、自律神経や循環機能に影響を与える薬物を使用している人は、熱中症に陥りやすいので、暑い場所での運動や作業の負荷を軽減する必要がある。

キ 集団活動の場ではお互いに配慮する。

- ・責任の所在を明確にし、監督者を配置する、休憩場所を確保する、暑さや身体活動の強度に合わせて計画的に球形を指示する、個人の体調を観察する、体調不良を気軽に相談できる雰囲気を作る、体調不良は正直に申告する等が上げられる。

② 運動時での注意事項

ア 環境条件を把握する。

- ・環境条件の指針は、気温、湿度、輻射熱を合わせたWBGTが望ましいが、気温が比較的低い場合には湿球温度を、気温が比較的高い場合には乾球温度（気温）を参考に環境条件を把握することも大切である。（下図参照）
- ・气象台から発表される「高温注意報」に十分気をつける。

WBGT (°C)	湿球温 (°C)	乾球温 (°C)		
3.1	2.7	3.5	運動は原則中止	特別の場合以外は中止
			厳重警戒 激運動中止	激運動・持久力は避け積極的に休憩をとり水分補給する、体力の無い者、暑さに慣れていない者は運動中止
2.8	2.4	3.1	警戒 積極的休憩	積極的に休憩をとり、水分補給。激しい運動では30分おきぐらいに休憩
2.5	2.1	2.8	注意 積極的水分補給	死亡事故が発生する可能性有り、熱中症の兆候に注意、運動の合間に水分補給
2.1	1.8	2.4	ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが適宜水分補給を行う

（日本体育協会 1994 より抜粋）

※WBGT（暑さ指数）・・・環境条件として気温、湿度、輻射熱の4要素の組み合わせによる温熱環境を総合的に評価した指標

※湿球温・・・空気と水蒸気の混合した物理的な特徴を示す温度の一種

※乾球温・・・いわゆる空気の温度のこと

イ 状況に応じた水分補給を行う。

- ・日常生活において、最適の水分摂取量を決定する最も良い方法は、運動の前後に体重を測定することである。運動前後で体重が減少した場合、水分喪失による体重減少と考えられるので、同量程度の水を飲んで体内の水分量を調節することが必要である。長時間の運動で汗をたくさんかく場合は、塩分の補給も必要である。0.1～0.2%程度の食塩水（1ℓの水に1～2gの食塩）が適当である。（飲料の場合、ナトリウム量は100mlあたり40～80mgが適当）

ウ 暑さに徐々に慣らすこと。

- ・熱中症は、急に暑くなる7月下旬から8月上旬に集中している。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生することもある。これは、体が暑さに慣れていないため急に暑くなったときには運動等を軽くして、徐々に慣らしていくことが大切である。

エ 個人の条件や体調を考慮すること。

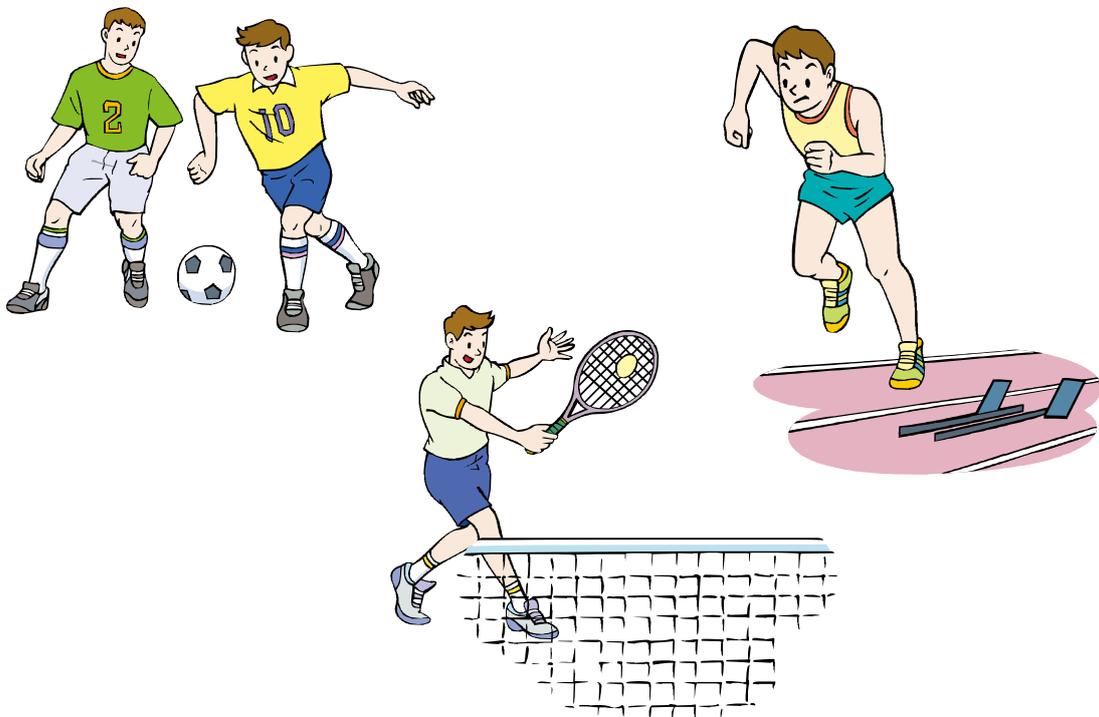
- ・体力の無い人、肥満の人、暑さに慣れていない人は熱中症を起こしやすいので、運動等の軽減を考慮したほうが良い。特に肥満の人は熱中症を起こしやすいので、注意が必要である。また、下痢、発熱、疲労等、体調の悪いときは熱中症を起こしやすいので無理をしないことが大切である。

オ 服装に気をつけること。

- ・服装は軽装とし、吸湿性や通気性の良い素材を着用する。また、直射日光は帽子等で予防する。運動時に使用する保護具などは休憩時には緩めるか、はずすなど熱を逃がすようにする。

カ 具合が悪くなった場合には、早めに措置をとること。

- ・暑いときには熱中症が起これることを認識し、具合が悪くなった場合には、早めに運動を中止し必要な措置をとる。



5 不発弾等対策

先の大戦において沖縄は、厳しい艦砲射撃、砲爆撃を受けたことに加え、熾烈な地上戦闘の場となったため戦後 60 数年を経た今日でも、不発弾等の発見件数は依然として高い水準にあり、今なお数多くの不発弾等が埋没していると推定されている。これらの不発弾等は、地中等に埋没してから 60 数年が経過しているものの、その殺傷力、破壊力は全く変わり無く極めて危険であり、県民の生命と生活をおびやかすものとなっている。

(1) 不発弾

①「不発弾」とは、火砲から発射された砲弾や航空機から投下された爆弾等で、地上等に落下したが発火せず”不発”となったもの、あるいはその疑いのあるものを一般に”不発弾”と呼んでいる。この様な不発弾は、起爆装置（信管）の安全機構が外されており、何らかの衝撃で何時でも発火装置が起動（作動）しうる状態にあることが予想されるので非常に危険なものとなっている。

②「不発弾等」とは、不発弾と爆弾、砲弾（艦砲弾、各種火砲弾及び迫撃砲弾をいう。）ロケット弾、地雷、機雷、手榴弾、小火器弾、ガス弾（火薬が充填されているものをいう。）その他の未使用の爆発物をいう。

③去る大戦で使用された砲弾等は、約 20 万トンとみられており、その 5%の 1 万トンが不発弾として残されたと推定されている。そのうち、本土復帰までに住民などによって約 3,000 トン米軍により約 2,500 トンが処理され、復帰後は自衛隊により、平成 23 年度までに約 1,900 トンが処理されたが、永久不明弾 500 トンが見込まれるとしても、約 2,100 トン余の不発弾が埋没されていると推定される。

平成 23 年度の、全国と沖縄県における不発弾等処理状況の対比によれば、処理件数は全国の 1,578 件に対して 877 件(全国比 55.6%)、処理重量は全国の 38 トンに対して 22.9 トン(全国比 60.3%)と、全国の約 6 割の不発弾等の処理が沖縄に集中している状況である。

昭和 49 年の那覇市小緑の爆発事故を契機に、昭和 50 年度から埋没不発弾等の処理事業を開始し、平成 23 年度までに 144 トンの不発弾等を発掘・処理した。

(2) 不発弾による事件・事故等

①平成 21 年 1 月に糸満市小波蔵の幼稚園付近で発生した不発弾爆発事故が発生した。

②平成 23 年 5 月に八重瀬町の中学校のグラウンド内で、高校の野球部員がボールを拾いに茂みに入ったところ、手りゅう弾を発見した。

③平成 23 年 6 月に修学旅行で沖縄を訪れた高校生が、6 発の不発弾を航空機内へ持ち込もうとした。

④平成 23 年 7 月に浦添市の小学校のグラウンドで男子児童 2 人が手りゅう弾 1 発を発見し、職員室まで持ち運んだ。

⑤平成 23 年 11 月から平成 24 年 3 月までに那覇市の高校改築工事時に約 20 発の不発弾が見つかる。以上、不発弾による事件・事故に児童生徒等が巻き込まれる危険性は依然として残されている。各学校では、本編を参考に、学校内外の教育活動における児童生徒等の不発弾等対策に役立ててください。

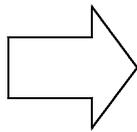


じつ ふはつたん
実は不発弾なんです!

(3) 児童生徒等への対応

① 学校生活上の基本的対応

不発弾の発見!



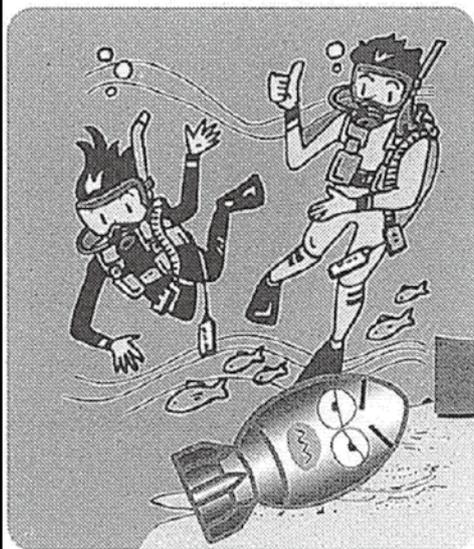
※正確な情報提供

万一、不発弾を発見した場合は
最寄りの交番又は警察署に**通報**しましょう。
海中の場合は、もよりの海上保安部署
もしくは海上保安本部に**通報**しましょう。

② 不発弾処理の流れ

不発弾を発見したらどうするの？

不発弾を発見したら、警察に通報しよう



警察に通報しよう

海中の場合は、最寄りの海上保安部署もしくは海上保安本部

※正確な情報収集

新聞、広報車、テレビ、ラジオ
から正確な情報を収集しましょう

※避難

自衛隊による回収・処理おける避難にあたって
は、県や市町村の指示に従ってください